平成２４年（フ）第１６２０号
福岡県春日市上白水１丁目26番地プリマヴェーラ八尋104号
債務者　星野　正俊
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６２３号
福岡市博多区住吉２丁目19番20―108号
債務者　渡辺加代子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６３５号
福岡市中央区渡辺通５丁目８番３―401号
債務者　大竹　幸介
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６４６号
福岡市中央区春吉２丁目18番４―911号
債務者　岡本　　剛
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６５２号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄５丁目89番地１
債務者　寺本　敦子（旧姓永松）
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６６０号
福岡県春日市須玖南４丁目114番地アルモニコス70・202号
債務者　安永　淑夫
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６６９号
福岡県筑紫野市湯町１丁目10番30号
債務者　高園　早苗
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６８９号
福岡市東区箱崎４丁目37番17―203号
債務者　中村　　実
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７３３号
福岡市博多区寿町２丁目４番21号
債務者　後藤多佳子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５３４号
宮城県名取市箱塚１丁目９番８号
債務者　佐藤　弘恵
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５９０号
仙台市若林区南小泉３丁目20番６号　コーポエイト103
債務者　野田　吉則
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６１５号
仙台市青葉区本町１丁目13番32―1207号、従前の住所宮城県石巻市大街道北４丁目７番33号
債務者　酒井　浩二
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７０号
福島県いわき市江名字北口20番地、前住所福島県いわき市中之作字植作３番地の２
債務者　櫛田　一夫
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第７１号
福島県いわき市江名字北口20番地、前住所福島県いわき市中之作字植作３番地の２
債務者　櫛田　保子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第１００号
長野県大町市平2112番地831
債務者　川田　浩嗣
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第９１５号
京都市山科区東野中井ノ上町16―６コートバレー１―402、住民票上の住所京都市山科区大宅古海道町63番地の５　グローバル山科401号
債務者　カーファクトリーＪＵＮこと　内田　潤
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９８９号
京都市西京区川島北裏町28番地２　セカンドサンイースト桂206
債務者　藤家　　綾
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係